

構造計算適合性判定員の業務内容等について

1 勤務形態

判定員は、雇用契約・委嘱契約、いずれの契約も可能です。雇用契約の場合、常勤・非常勤の選択が出来ますが、雇用条件等の詳細につきましては各機関にご相談下さい。また、雇用契約を結ばず、委嘱契約（事務を委託する契約）により業務を行うこともできます。

設計・施工等の業務との兼業も可能です。建築士事務所の管理建築士が判定員を兼業することも、管理建築士としての業務に支障を及ぼさない範囲で可能です。ただし、自らが設計を行った建築物など利害関係のある案件の判定はできません。

複数の機関で判定員となることも可能です。

2 判定業務の内容

原則として2名以上の判定員により審査を行います。

建築主事や指定確認検査機関で一定の構造審査が行われた後、構造計算適合性判定機関に判定の依頼がなされます。提出図書の過不足の確認、仕様規定への適合性の確認、構造計算書・構造図その他確認申請図書の記載事項についての整合性の確認等は、建築主事や指定確認検査機関が行います。

判定員には、「構造計算適合性判定に関する指針」に従って審査を行っていただきます。具体的には、諸数値の設定、モデル化、解析法・算定式等の適用、演算過程等が適正に行われているかどうか等について審査していただきます。大臣認定プログラムを使用した構造計算の判定では、審査が一部、簡略化されます。

案件の内容等に応じ、必要があれば設計者からヒアリングを行います。

設計者や判定員相互で工学的判断について見解が相違した場合などにおいて、必要ある場合には、専門家の意見を聞くことになっています。このため、構造計算適合性判定機関において専門家委員会が設置されます。

審査の結果は、所定のチェックリストに取りまとめていただきます。

注)上記の業務内容は、現在、国土交通省がパブリックコメントしている「確認審査等の指針(仮称)案」をもとに要点を記述したものです。詳しくは、国土交通省のホームページのパブリックコメントをご覧ください。なお、パブリックコメントの結果等によっては、上記と異なる内容になることもあります。

3 判定員の責務等

判定員には、秘密保持義務があり、業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないことになっています。また、収賄收受等の禁止義務(みなし公務員規定)

があります（建築基準法第77条の35の8）。

判定員は、相当の注意義務を払って業務を実施する必要があり、これを怠って業務を実施した場合には、契約形態を問わず責任を問われる可能性があります。このような事態は稀であると考えていますが、万一の場合に備え、各機関では、賠償責任保険への加入、基金の設置等を予定しています。このほか、判定員が違法な審査を行った場合を除き、訴訟費用・弁護士費用の負担など判定機関としてできる限りの措置を講じることとしています。

4 委嘱判定員の報酬その他の契約条件

契約形態

各機関では、判定業務をお願いするにあたり、各判定員と個別に委嘱契約を締結させていただくことを想定しています。報酬の支払先については委嘱判定員の指定（例えば、支払先として「本人」、「個人事務所」などを指定）する方法でお支払いすることを考えております。これ以外の方法（雇用契約等）を希望される場合には、各機関にご相談下さい。

業務日数

委嘱契約は、判定機関との雇用関係はなく、判定機関の指揮命令下には入らないことから、各機関が勤怠管理をすることはありません。しかしながら、判定員、判定機関いずれも、業務依頼量の目安が必要ですので、契約でおおよその業務日数を決めさせていただきます。この業務日数は、各判定員のご希望（例えば週1日など）に応じて相談させていただきます。なお、現時点では、判定機関への業務の依頼量が不明ですので、契約で定める業務日数は、各判定員の最大引受可能日数を示すものであり、実際の業務においては変動があり得るものと、ご理解下さい。

契約予定人数

各機関の契約予定人数は以下の予定です。

ここで、契約予定人数とは、1週間に1日勤務可能な人を1名として算出した人数を示します。（例えば、1週間で3日勤務可能な人は3名/週となります。）

財団名	契約予定人数
住宅金融普及協会	35～40名/週
東京都防災・建築まちづくりセンター	75名/週
日本建築設備・昇降機センター	20名/週
日本建築センター	200名/週
ベターリビング	60名/週

報酬

報酬は、単価方式（案件の規模、難易度等に応じ単価を設定し、件数を乗じて報酬を算定する方式）によりお支払いします。

具体的な報酬額については、概ね下表が目安となりますが、機関によっては難易度等に応じて報酬が増減することがありますので、各機関とご相談、ご調整下さい。

1 案件の報酬の目安（1人分（判定員2人の平均値））

面積	基本報酬単価	
	認定プログラムを利用しない案件	認定プログラムを利用した案件
1000 m ² 以下	40,000円	20,000円
1000 m ² 超 2000 m ² 以下	60,000円	30,000円
2000 m ² 超 10000 m ² 以下	70,000円	35,000円
10000 m ² 超 50000 m ² 以下	100,000円	50,000円
50000 m ² 超	200,000円	100,000円